

## 令和6年度 消費者庁行政事業レビュー 外部有識者会合 議事概要

日時：令和6年5月29日（水）13：30～15：00

場所：WEB 会議システムにより開催（中央合同庁舎第4号館7階7-4会議室）

出席者：外部有識者 石堂 正信 公益財団法人交通協力会常務理事  
川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社代表取締役社長  
楠 茂樹 上智大学法学部教授  
島田 由香 株式会社 YeeY 共同創業者/代表取締役  
堀川 義一 一般財団法人経済調査会監事  
水戸 重之 TMI 総合法律事務所パートナー弁護士

議題：公開プロセス対象事業の選定について

概要：行政事業レビュー実施要領第2部3（1）①の規定に基づき、公開プロセス対象事業候補である「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」、「消費者教育・普及啓発」、「消費者取引の対策」の3事業について、担当課室から事業の概要を説明した後、外部有識者による意見交換が行われ、多数決の結果、「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」を公開プロセスの対象事業として選定した。

外部有識者からの主な指摘事項は以下のとおり。

### ○消費者団体訴訟制度に関する環境整備

適格消費者団体及び特定適格消費者団体（以下、併せて「団体」という。）間の相互連携、情報共有、NPO や地方公共団体との連携などに関する支援（アクティビティ2）について、そもそも各団体が有する情報の量・質が十分ではない場合、団体間で連携しても情報の量・質の向上は大きくは見込めないのではないか。各団体が有する情報の量と質の向上に関するボトルネックとして、どの段階の活動が足りていないと考えているか。

「適切な団体数の維持・確保」という短期アウトカムについて、消費者団体訴訟制度の活用を通じた消費者被害の防止・回復に繋げるために、団体数、団体の地域分布、団体が有するマンパワー等の要素のいずれをどのような状態にすることを目指すべきかを考えることが必要ではないか。

消費者庁は、事業者と一消費者の力の格差から生じるアンフェアなところを行政として是正する役割を担っているが、事業者からは、本来平等であるはずの契約当事者のうち消費者のみを後押しする危険があると思われかねない。その際に有用であるのが EBPM であり、消費者被害、それに対する差止請求の件数及び当該差止請求の結果等のデータを注視し、そ

のデータに基づいて政策を改善していくと、政策としてのつながりが理解しやすくなる。

また、差止請求の件数を成果指標とすると、件数を増やすためにあまり裏付けのないものまで差止め請求してしまうことになりかねないという懸念がある。指標の一つとして設定するのはよいが、必ずその結果、すなわち差止めができたのか棄却に終わったのかというデータは追う必要がある。

例えば犯罪の抑止を目的とする事業においては、摘発件数が増加すればよいのかというと、必ずしもそうではなく、犯罪は発生しない方がよいので、摘発件数は減少する方がよいという見方もある。本事業も、短期的には差止請求の件数がある程度増加することを評価してもよいが、本来的には差止請求の対象となる消費者トラブルが少ない状態を目指すべきである。法政策の観点からすると、このような類型の事業の成果指標の設定は難しいという印象を受けた。

#### ○消費者教育・普及啓発

いくつかのアクティビティがある中で、昨年度に最も予算を使用した、力を入れた取組と、本年度に最も注力したい取組について教えてほしい。

活動目標に「消費者教育コーディネーター会議の実施」を記載し、その活動指標に「消費者教育コーディネーター会議の参加者数」を設定して、消費者教育コーディネーター会議の参加者数を増加させたいという目標があるが、どのように声をかけて会議への参加を募っているのか。また、消費者教育コーディネーター会議の参加者数の増加を達成するために実施する具体的な施策はあるのか。

中期アウトカムの成果指標として、「契約等消費生活（消費者被害）に関する知識の正答率」を設定しており、出典が消費生活意識調査となっているが、これは一般消費者を対象としているという理解でよいのか。

#### ○消費者取引の対策

法執行専門職員の人件費等が執行額の大部分を占めているが、法執行専門職員は、どのような位置付けで、どのような業務を担っているのか。また、法執行専門職員は、どのような経歴を持つのか。

アクティビティとして、行政処分の実施及び執行担当職員に対する研修が挙げられているが、何故、消費者への注意喚起の活動は含まれていないのか。消費者への注意喚起は、対策にならないと認識しているのか。

販売預託については、品目にかかわらず原則禁止となっており、例外的に内閣総理大臣に確認を得た場合に限り可能とされているが、現時点において、内閣総理大臣の確認を受けた事業者は存在しないと認識している。販売預託は悪質で禁止すべきということが明瞭であれば、「原則」禁止として、内閣総理大臣が認める場合があるという可能性を残す意味はないのではないか。

#### ○公開プロセス対象事業の選定について

取りまとめ役の石堂委員より、公開プロセスの対象事業として適切な事業を1件ずつ選定し、多数決で決定する旨の発言があった。

川澤委員は、別事業である団体に対する補助事業の実績を含めて議論する余地があることから、「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」を選定。

楠委員は、公開プロセスでの議論に馴染むことから、「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」を選定。

島田委員は、公開プロセスで議論することで、国民への制度の周知に寄与することも見込まれることから、「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」を選定。

堀川委員は、事業改善の後押しとなる有意義な議論が見込まれることから、「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」を選定。

水戸委員は、制度に対する国民の認知度向上の必要性及び事業改善の余地に鑑み、「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」を選定。

以上の結果、「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」を公開プロセス対象事業として選定することが決定された。

【配布資料】

議事次第

資料1 令和6年度消費者庁行政事業レビュー外部有識者一覧

資料2 令和6年度消費者庁行政事業レビュー公開プロセス対象候補事業

資料3-1 「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」事業概要

資料3-2 「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」令和6年度行政事業レビューシート

資料4-1 「消費者教育・普及啓発」事業概要

資料4-2 「消費者教育・普及啓発」令和6年度行政事業レビューシート

資料5-1 「消費者取引の対策」事業概要

資料5-2 「消費者取引の対策」令和6年度行政事業レビューシート

参考資料 令和6年度行政事業レビュー実施要領

以上